

S-P. フッチサッカークラブ F 倶楽部

会 則

第一条 (名称及び所在地)

本会は、S-P.フッチサッカークラブの後援会として、通称「F 倶楽部」と称し、事務局を千葉県市川市柏井町3丁目95番3号S-P.フッチサッカークラブ内におく。

第二条 (目的)

本会は、会員相互の親睦をはかるとともに、S-P.フッチサッカークラブの活動の発展に支援することを目的とする。

第三条 (会員)

本会の会員は、S-P.フッチサッカークラブ会員の保護者とする。

第四条 (事業)

本会は、第二条の目的を達成する為に、次の事業を行う。

- (1) S-P.フッチサッカークラブの発展に支援する。
- (2) 会員相互の親睦と連絡、提携。
- (3) 地域社会のスポーツ復興に支援する。
- (4) 慶弔費の支給。
- (5) その他、目的達成の為に必要な事業。

第五条 (役員)

本会は次の役員をおく。

会長1名、副会長1名、会計1名、会計監査1名

第六条 (役員を選出と任期)

- (1) 役員は会員によりU-9以上の各学年2名ずつ選出する。
- (2) 役職は役員会で互選し、その任期は3年とする。但し、再選を妨げない。
- (3) 役職に欠員が生じた時は、役員会の推薦により補充し、任期は前任者の在任期間とする。

第七条 (役員会)

役員会は、会長が必要に応じて召集し、事業報告並びに事業計画その他に関する事項を協議し決定する。

第八条 (会計)

- (1) 本会の経費は、会費、その他の収入をもってこれに充てる。
- (2) 会費は一家庭につき、年1000円とする。
- (3) 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- (4) 会計監査は、年度末に会計を監査し、役員会において報告する。

第九条 (会則の変更)

本会則は、役員会において3分の2以上の決議によって行うことができる。

第十条 (施行細則)

この会則の施行についての細則、及び運営に関し必要な事項は役員が決める。

付則 本会則は、2011年6月2日に制定、施行する。
2013年5月21日一部改訂、施行する。

